

平成 30 年 1 月 31 日

特定油内航タンカー船主の皆様へ

平素は別格のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

この度、弊センターは、平成 30 年 2 月 1 日より、平成 30 年度分の年間証明書
の受付を開始します。

本件につきまして、既にホームページや書面による御案内を行っておりますが、
再度、以下の点を御確認いただきまして、お申込みいただきますよう、お願い致
します。

(1) お申込み対象の船舶について

150 総トン以上の特定油タンカーが適用海域※1 を航行する時は、当該
船舶所有者に対し、特定油防除資材の備え付けが義務付けられています。
また、総トン数 5,000 トン以上の特定油タンカーが特定海域※2 を航行す
る時は、当該船舶所有者に対し、油回収装置等の配備が義務付けられてい
ます。

弊センターが提供する証明書は、これら防除資機材等を船主が確保して
いない場合、船主の皆様が代わりに防除資機材を備え付けていること証する
ものです。

そのため、既に船主の皆様が法定の防除資機材等を、自ら船舶に御準備
されている場合等は、センターの証明書は必要ございませんので、御注意
下さい。

(2) 法定の防除資機材等を備え付けている場合の証明書取得について

既に法定の防除資機材等を備え付けている場合でも、証明書の取得は、
可能です。また、当該証明書は緊急措置サービス※3 が付加されています。
そのため、海難事故等により特定油が海上に流出した場合、弊センターへ
の出動要請も可能です。

万一の事故に備えて、是非とも証明書の取得を御検討ください。

※1 特定海域、特定海域を除く港則法に基づく港及び鹿児島湾をいう。(海防
法第 39 条の 3 但書、同施行規則第 33 条の 6)

※2 海防法施工規則第 33 条の 6 第 2 号から第 4 号に掲げる海域、所謂、東京
湾、伊勢湾及び大阪湾を含む瀬戸内海をいう。(海防法第 39 条の 4、同施行
規則第 39 条の 9)

※3 特定油防除資材備付証明書又は油回収装置等配備証明書取得船舶が特定海
域内で大量の特定油排出事故発生時又はそのおそれがある場合に、センター

が直ちに（概ね 2 時間から 3 時間以内に）事故現場に急行して緊急に初期の防除作業及び消火・延焼の防止、その他の対応を行うことをいう。

ただし、**Ship-to-Ship Transfer** 作業（準備中を含む）の特定油の排出については、本サービスの対象外となる。

また、緊急措置の実施期間は、最長 24 時間であり、万一 24 時間を超える可能性がある場合には、作業を終了するか否か、海防法第 42 条の 14 第 2 号の業務への移行、船舶所有者委嘱の第三者による対応実施など、その他の必要な対応について船舶所有者及び P&I 保険を含む関係者と協議する。